

京都市告示第388号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書について、次のように定め、告示します。

平成24年12月28日

京都市長 門 川 大 作

1 表の（ア）欄の場合、同表（イ）欄に定める図書とする。

（ア）	（イ）
京都市都市計画関係手数料条例別表第10のAの欄の適用を受ける場合	低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについての審査を行った者が、当該基準に適合している旨を証するため交付する適合証の写し及び当該審査のため当該審査を行った者に提出された添付図書（当該審査を行った者による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）

（都市計画局建築指導部建築審査課）